令和 8 年 11 月版
（令和 7 年 11 月版改訂）

原子力損害賠償事例集

第 1 部
（参考事例一覧）

【単年版】

原子力損害賠償紛争解決センター
（文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室）

１　当センターは、当センターにおける職務上の資料とし、併せて、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断に資する目的で、これまでの和解成立事例を整理し、公表してきている。

当センターは、令和２年５月、令和２年５月版原子力損害賠償事例集（以下「令和２年版事例集」といい、他の事例集についても事例集の公表年を用いて同様に略称する。）を公表し、その後、令和３年５月、令和４年６月、令和５年６月、令和６年１１月及び令和７年１１月にも、それぞれ事例集を公表している。

今般、令和７年版事例集に掲載された和解成立事例の公表時点以降に公表された和解成立事例（具体的には公表番号２０９６から２１５４まで）を収録した令和８年版の事例集を公表することとする。

なお、これらの事例集に収録された和解成立事例は、個別の事案における具体的事情を前提とするものであるから、当該事案の具体的事情を離れて、和解の内容やその考え方を一般化することは適切ではない。

２　本事例集は、令和７年版の事例集の構成を踏襲した。すなわち、以下に記載する二部構成とし、本事例集の第１部については、令和７年版事例集掲載の和解成立事例の公表時点以降に公表された公表番号２０９６から２１５４までの和解成立事例のみを取りまとめた「単年版」と、令和２年版事例集から令和７年版事例集までに掲載された全ての公表事例に令和８年版事例集掲載の公表事例を加えて取りまとめた「統合版」を用意した。

①　　第１部

中間指針の第五次追補まで及び総括基準の損害項目ごとに関連する事案の損害項目を、公表の際の「事案の概要」を参考に対象となる損害項目、期間等をできるだけ明示して一覧できるようにしている。

「単年版」では、令和７年版事例集以降に公表された和解成立事例のみを追補として紹介する形式をとっている。これにより、近年に和解が成立し、公表された事案に限ってその概要を閲覧・検索することができる。

「統合版」では、令和２年版事例集から令和７年版事例集までに掲載されたもの（これらは、令和７年版事例集の第１部に全て掲載されている。）も再掲したうえで、公表番号２０９６から２１５４までの和解成立事例を収録して全体を一覧できるようにした。中間指針等の整理や項目冒頭の補足説明等の記載も再掲したうえで、何年版の事例集から掲載したかは各紹介箇所の冒頭に明記した。令和８年版事例集において新たに掲載した公表事例については、その旨明記するとともに、太字かつ網掛けで表記することとした。

紹介箇所に関して、厳密な分類にこだわらず、重複をいとわずに当該項目に関連する事案を参照できるようにしているという編集方針を踏襲している。

ホームページによる和解契約書の公表の際には公表番号とともに事案の概要に関する紹介文を設けているが、本事例集でもこの公表番号を利用し、公表番号に続けて、後述の各事例の個票における各損害項目の解説の番号を「※●」として掲記し、「公表番号●●●●※●」などとして紹介している。これも従前の編集方針のとおりである。

②　　第２部

各事例の内容を分析し、個票として取りまとめたものであり、従前の事例集の追補というこれまでの編集方針から変更はない。

各個票には、まず、「１　事案の概要」として、公表番号、公表の際の事案の概要、第１部における紹介箇所を明示した。ここでの事案の概要は、原則としてホームページによる和解契約書の公表の際の紹介文によっている。

次に、「２　基本情報」において、当該事例の申立日及び全部和解成立日並びに申立人の事故時住所、人数、弁護士代理の有無及び損害類型を記載した。なお、人数は申立時の人数であり、その後、和解契約の締結等によって終局するまでの間に申立人の追加があった場合には、かかる追加が反映されているものではない。

「３　和解の概要」においては、申立人ごとに、和解により賠償の対象となった各損害項目について、和解の種類、細目、和解金額、対象期間等を記載し、集計した。契約書上に表示されている詳細な和解項目等についてはホームページ上で公表されている和解契約書も併せて参照されたい。その上で、特に中心的な論点に係る損害項目については、申立ての内容、東京電力の対応、パネルの判断等を記録上読み取れる範囲ではあるが補足し、併せて対象となる中間指針の適用関係等も指摘している。集団申立事案等については集団全体の概要も理解できるように工夫した。これらの記載のうちパネルの考え方に関する部分は、編集者の判断において記述したものであり、当該案件を担当したパネルの実際の考えを確認して記述したものではないことに留意されたい。

３　中間指針第五次追補の策定以降も当センターの和解仲介手続は継続して利用され、中間指針第五次追補に基づく、または、その趣旨を踏まえた和解成立事例は着実に積み上がっている。当センターとしては、中間指針の趣旨を踏まえ、個別具体的な事情を正確に把握した上で、被害の実情に合った和解を実現させることで、適切かつ迅速に被害者を救済することに、引き続き全力を尽くす所存であることに些かの変わりもない。

なお、公表された和解成立事例は、当センターの仲介委員及び調査官による原子力損害賠償紛争の解決に向けての地道な努力の結果であり、各事例集が、原子力損害の被害者による当センターの利用に資することを期待する次第である。

目次

第１　避難指示等に係る損害 10
１　対象区域（中間指針第３・第二次追補第２の１⑴） 10
中間指針等の整理 10
２　避難等対象者（中間指針第３［避難等対象者］） 10
⑴　中間指針等の整理 10
⑵　当該指針に関する和解事例 10
ア　避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者 10
イ　事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者 10
３　検査費用（人）（中間指針第３の１） 10
⑴　中間指針等の整理 10
⑵　当該指針に関する和解事例 10
４　避難費用（中間指針第３の２・第二次追補第２の１・第四次追補第２、第五次追補第２の２） 10
⑴　中間指針等の整理 10
⑵　当該指針に関する和解事例 10
ア　避難費用 10
(ｱ) 交通費、家財道具移動費用 10
(ｲ) 宿泊費等 10
(ｳ) その他生活費増加費用 11
イ　損害額の算定 11
(ｱ)　交通費、家財道具移動費用、宿泊費等 11
(ｲ)　その他生活費増加費用 11
ウ　避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用 11
５　一時立入費用（中間指針第３の３） 12
⑴　中間指針等の整理 12
⑵　当該指針に関する和解事例 12
６　帰宅費用（中間指針第３の４） 12
⑴　中間指針等の整理 12
⑵　当該指針に関する和解事例 12
７　生命・身体的損害（中間指針第３の５） 12

⑴　中間指針等の整理 12
⑵　当該指針に関する和解事例 12
ア　避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害 12
(ｱ) 逸失利益 12
(ｲ) 治療費、薬代 12
(ｳ) 精神的損害 12
(ｴ) その他 12
イ　避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用 13
ウ　その他生命・身体的損害に関する事例 13
８　精神的損害（中間指針第３の６・第二次追補第２の１・第四次追補第２の１、第五次追補第２の２、第五次追補第２の４） 13
⑴　中間指針等の整理 13
⑵　当該指針に関する和解事例 13
ア　避難等対象者の日常生活阻害慰謝料 13
イ　日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について 13
ウ　日常生活阻害慰謝料の賠償額について 13
(ｱ) 第五次追補策定前における増額事例 13
ａ　要介護状態にあること 13
ｂ　身体または精神の障害があること 13
ｃ　重度または中程度の持病があること 13
ｄ　上記（ａからｃまで）の者の介護を恒常的に行ったこと 13
ｅ　懐妊中であること 13
ｆ　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと 13
ｇ　家族の別離、二重生活等が生じたこと 13
ｈ　避難所の移動回数が多かったこと 13
ｉ　上記ａからｈまで以外の事由に基づく増額事例 13
(ｲ) 第五次追補策定以降における増額事例 14
①　要介護状態にあること 14
②　身体又は精神の障害があること 14
③　①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと 15
④　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと 15
⑤　妊娠中であること 15

⑥　重度又は中等度の持病があること……16
⑦　⑥の者の介護を恒常的に起こったこと……16
⑧　家族の別離、二重生活等が生じたこと……17
⑨　避難所の移動回数が多かったこと……18
⑩　避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと……18
（ウ）第四次追補の慰謝料……18
エ　賠償期間について……18
(ｱ)「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例……18
(ｲ)(ｱ)以外の避難終了が問題となった事例……18
(ｳ)その他……18
オ　屋内退避者・滞在者の損害額……18
(ｱ)屋内退避者に関するもの……18
(ｲ)滞在者に関するもの……18
カ　その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第３の６備考１１））……18
８の２　過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）……19
⑴　中間指針等の整理……19
⑵　当該指針に関する和解事例……19
８の３　生活基盤喪失・変容による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）……20
⑴　中間指針等の整理……20
⑵　当該指針に関する和解事例……20
８の４　相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第２の３）……23
⑴　中間指針等の整理……23
⑵　当該指針に関する和解事例……23
９　営業損害（中間指針第３の７・第二次追補第２の２）……23
⑴　中間指針等の整理……23
⑵　当該指針に関する和解事例……23
ア　避難指示等に伴う逸失利益……23
(ｱ)　農林水産業……23

(ｲ)　製造業・加工業……23
(ｳ)　販売業……23
(ｴ)　建設業……23
(ｵ)　不動産業……24
(ｶ)　医療業……24
(ｷ)　観光業……24
(ｸ)　サービス業……24
(ｹ)　その他……24
イ　避難指示等に伴う追加的費用……24
(ｱ)　従業員に係る追加的な経費……24
(ｲ)　商品や営業資産の廃棄費用……24
(ｳ)　除染費用等……24
(ｴ)　事業拠点の移転費用……24
(ｵ)　営業資産の移動・保管費用……24
(ｶ)　その他追加的費用……24
ウ　避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用……24
(ｱ)　避難指示区域（警戒区域及計画的避難区域）……24
(ｲ)　緊急時避難準備区域……24
(ｳ)　その他避難区域……24
エ　廃業損害……24
オ　その他……25
(ｱ)　営業損害の終期……25
(ｲ)　特別の努力・中間収入の非控除……25
(ｳ)　「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法……25
a　事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例……25
b　平成２３年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合 25
c　営業開始直後・開業準備中であったなどにより事故前の営業実績等がない場合……25
d　その他……25
(ｴ)　その他（事故前の投下資本の回収不能等）……25
１０　就労不能等に伴う損害（中間指針第３の８・第二次追補第２の３）……25

⑴　中間指針等の整理……25
⑵　当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）……25
ア　減収分……25
(ｱ) 雇用継続……26
(ｲ) 解雇その他の離職（未就労）……26
(ｳ) 解雇その他の離職（再就職）……26
イ　追加的費用……26
ウ　その他……26
(ｱ) 就労予定者……26
(ｲ) 退職金差額……26
(ｳ) 帰還に伴う就労不能……26
(ｴ) 特別の努力・中間収入の非控除……26
(ｵ) その他……27
１１　検査費用（物）（中間指針第３の９）……27
⑴　中間指針等の整理……27
⑵　当該指針等に関する和解事例……27
１２　財物価値の喪失又は減少等（中間指針第３の１０・第二次追補第２の４・第四次追補第２の２）……27
⑴　中間指針等の整理……27
⑵　当該指針等に関する和解事例……27
ア　管理不能等……27
(ｱ) 価値喪失又は減少分……27
(ｲ) 追加的費用……27
イ　放射性物質曝露等……27
(ｱ) 価値喪失又は減少分……27
(ｲ) 追加的費用……27
ウ　価値喪失又は減少の予防費用……27
エ　不動産……28
(ｱ) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率……28
(ｲ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）……28
(ｳ) 借地権……28
(ｴ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、

その他）.....28
(ｵ) 住居確保損害.....28
(ｶ) 事業用不動産.....28
オ　動産.....28
(ｱ) 家財.....28
(ｲ) その他個人用動産.....29
(ｳ) 事業用動産.....29
カ　その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）.....29
第２　政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第４）.....29
１　中間指針等の整理.....29
２　当該指針等に関する和解事例.....29
第３　政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第５）.....29
１　中間指針等の整理.....30
２　当該指針等に関する和解事例.....30
⑴　営業損害.....30
ア　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分.....30
イ　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用.....30
ウ　同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用.....30
エ　同指示等の解除後の減収分及び追加的費用.....30
⑵　就労不能損害.....30
⑶　検査費用.....30
第４　その他の政府指示等に係る損害（中間指針第６）.....31
１　中間指針等の整理.....31
２　当該指針等に関する和解事例.....31
第５　いわゆる風評被害について（中間指針第７）.....31
１　一般的基準（中間指針第７の１）.....31
⑴　中間指針等の整理.....31
⑵　当該指針等に関する和解事例.....31
２　農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第７の２・第三次追

補）.....31
⑴　中間指針等の整理.....31
⑵　当該指針等に関する和解事例.....31
ア　福島県内.....31
イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県.....31
ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県.....31
３　観光業の風評被害（中間指針第７の３）.....32
⑴　中間指針等の整理.....32
⑵　当該指針等に関する和解事例.....32
ア　福島県内.....32
イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県.....32
ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県.....32
４　製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第７の４）.....32
⑴　中間指針等の整理.....32
⑵　当該指針等に関する和解事例.....32
ア　福島県内.....32
イ　福島県外.....32
５　輸出に係る風評被害（中間指針第７の５）.....33
⑴　中間指針等の整理.....33
⑵　当該指針等に関する和解事例.....33
ア　福島県内.....33
イ　福島県外.....33
６　その他風評被害.....33
⑴　中間指針等の整理.....33
⑵　当該指針等に関する和解事例.....33
ア　福島県内.....33
イ　福島県外.....33
第６　いわゆる間接被害（中間指針第８）.....33
１　中間指針等の整理.....33
２　当該指針等に関する和解事例.....33
第７　放射線被曝による損害（中間指針第９）.....34
１　中間指針等の整理.....34
２　当該指針に関する和解事例.....34
第８　被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第

１０の１）.....34
１　中間指針等の整理.....34
２　当該指針に関する和解事例.....34
第９　地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第１０の２）..35
１　中間指針等の整理.....35
２　当該指針等に関する和解事例.....35
⑴　財物損害.....35
⑵　民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害.....35
⑶　被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用..35
⑷　それ以外の損害.....35
ア　測定経費.....35
イ　機器購入費.....35
ウ　除染費用.....35
エ　広告費用.....35
オ　旅費・交通費.....35
カ　人件費.....35
キ　その他損害.....35
第１０　自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第３、第五次追補第３）.....35
１　中間指針等の整理.....35
２　当該指針等に関する和解事例.....35
⑴　対象区域.....35
⑵　対象者.....36
⑶　損害項目.....36
ア　避難及び帰宅に要した移動費用.....36
イ　生活費増加費用.....36
ウ－１　精神的損害（第五次追補策定前）.....37
ウ－２　精神的損害（第五次追補策定以降）.....37
エ　生命・身体的損害.....37
オ　除染費用.....37
カ　財物損害.....37
キ　就労不能損害.....38
ク　避難雑費.....38
ケ　その他損害.....38

⑷　その他論点……38
第１１　その他……38
１　除染費用（中間指針第二次追補第４）……38
⑴　中間指針等の整理……38
⑵　当該指針等に関する和解事例……38
ア　避難等対象区域に係る事例……38
イ　避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例……39
２　弁護士費用……39
⑴　中間指針等の整理……39
⑵　当該指針等に関する和解事例……39
３　遅延損害金……40
⑴　中間指針等の整理……40
⑵　当該指針等に関する和解事例……40
４　立証方法等（集団案件含む。）……40
⑴　中間指針等の整理……40
⑵　当該指針等に関する和解事例……40

第１　避難指示等に係る損害

１　対象区域（中間指針第３・第二次追補第２の１⑴）

中間指針等の整理

２　避難等対象者（中間指針第３［避難等対象者］）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者

【公表番号２１５２※１】　大学等への通学のため福島県外ないし自主的避難等対象区域に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男並びに被相続人長男（申立人父母が相続）について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとして、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料各５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額と同額）の賠償が認められるなどした事例

イ　事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者

３　検査費用（人）（中間指針第３の１）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

４　避難費用（中間指針第３の２・第二次追補第２の１・第四次追補第２、第五次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　避難費用

(ｱ) 交通費、家財道具移動費用

(ｲ) 宿泊費等

(ｳ) その他生活費増加費用

【公表番号２１０１※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた申立人夫らについて、平成２３年３月から令和元年１２月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害（ただし、既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号２１０６※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子２名）について、平成２３年３月に亡父と共に福島県外に避難し、同年５月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成２４年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、申立人母に対し、平成２３年５月から平成２４年８月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１１０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故の影響により自宅近くの田畑で栽培していた野菜や米の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、平成２３年３月から平成２８年３月までの生活費増加費用として、原発事故の影響割合を考慮して算定された自家消費野菜・米購入費の賠償が認められるなどした事例

イ　損害額の算定

(ｱ) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等

(ｲ) その他生活費増加費用

ウ　避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用

【公表番号２１０６※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子２名）について、平成２３年３月に亡父と共に福島県外に避難し、同年５月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成２４年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、申立人母に対し、平成２３年５月から平成２４年８月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした事例

５　一時立入費用（中間指針第３の３）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

６　帰宅費用（中間指針第３の４）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

７　生命・身体的損害（中間指針第３の５）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害

(ｱ) 逸失利益

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

(ｲ) 治療費、薬代

(ｳ) 精神的損害

a　死亡慰謝料を含む事例

b　死亡慰謝料を含む事例以外の事例

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

(ｴ) その他

【公表番号２１２２※２】　視力障害を有する被相続人が長年生活をしていた自宅から避難しことから生活全般の介護が必要となり、介護を行った申立人の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人に対し、直接請求手続での既払分以降の平成２８年３月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成３０年１０月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は７割から３割に漸減）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

イ　避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用

ウ　その他生命・身体的損害に関する事例

８　精神的損害（中間指針第３の６・第二次追補第２の１・第四次追補第２の１、第五次追補第２の２、第五次追補第２の４）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　避難等対象者の日常生活阻害慰謝料

【公表番号２１３９※２】　東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、平成２３年７月に別の社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が東京電力を退職して県外に転居した平成２５年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるなどした事例

イ　日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について

ウ　日常生活阻害慰謝料の賠償額について

(ｱ) 第五次追補策定前における増額事例

ａ　要介護状態にあること

ｂ　身体または精神の障害があること

ｃ　重度または中程度の持病があること

ｄ　上記（ａからｃまで）の者の介護を恒常的に行ったこと

ｅ　懐妊中であること

ｆ　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

ｇ　家族の別離、二重生活等が生じたこと

ｈ　避難所の移動回数が多かったこと

ｉ　上記ａからｈまで以外の事由に基づく増額事例

(ｲ) 第五次追補策定以降における増額事例

① 要介護状態にあること

【公表番号２０９７※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していた亡母（申立人ら及び申立外１名が相続。）について、要介護状態で避難したことを考慮して、平成２３年３月から亡母が死亡した平成２９年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

【公表番号２１２２※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の母である被相続人（申立人らが相続）について、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し障害（身体障害等級１級）及び要介護を理由として月額１０万円の賠償が認められるとともに、申立人妻に対し被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償が認められた事例

② 身体又は精神の障害があること

【公表番号２１２３※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（未成年の子２名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成２７年３月までの避難継続に合理性を認めた上で、それぞれ障害を抱えて避難したことを理由に、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間につきそれぞれ月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

【公表番号２１２８※２、※３】 避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、心臓の持病により身体障害等級１級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円又は６万円。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるとともに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間である平成２３年３月から平成２４年９月まで月額１万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４９※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、障害（精神障害等級３級）を抱えながらの避難であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人の病状が特に悪化した平成２３年３月から同年９月までは月額５万円、その後の同年１０月から平成３０年３月までは月額３万円）の賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

【公表番号２１２２※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の母である被相続人（申立人らが相続）について、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し障害（身体障害等級１級）及び要介護を理由として月額１０万円の賠償が認められるとともに、申立人妻に対し被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償が認められた事例

③　①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと

【増額幅が５割以上の事例】

【公表番号２１２２※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の母である被相続人（申立人らが相続）について、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し障害（身体障害等級１級）及び要介護を理由として月額１０万円の賠償が認められるとともに、申立人妻に対し被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１２３※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成２７年３月までの避難継続に合理性を認めた上で、障害を抱えていた未成年の子２名の介護を恒常的に行ったことを理由に、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間につき月額６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

④　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

【公表番号２０９６※１】　長女の家族（長女、長女の夫、孫（原発事故当時５歳））らと共に緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先で孫の世話をしていたことから、乳幼児の世話を行っていたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計２１万円（平成２３年３月から平成２４年３月分まで。平成２３年３月分は３万円、同年４月から平成２４年３月分までは負担の程度を考慮して月額１万５０００円。）の賠償を認めた事例

【増額幅が５割以上の事例】

【公表番号２１１２※３】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった１名を含む子４名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成２９年３月まで合計２６９万円）の賠償を認めた事例

⑤　妊娠中であること

【公表番号２１１２※２】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった１名を含む子４名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられ

ない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、妊娠中であることを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（３０万円）の賠償を認めた事例

【増額幅が５割以上の事例】

【公表番号２１１４※６】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人夫及び子２名（うち１名は原発事故後に出生）と共に避難した申立人妻について、妊娠中であったにもかかわらず、原発事故後約１か月間は体育館での避難生活を余儀なくされ、一時は体調が悪化するなど、苦労の多い避難生活を送ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から同年９月まで妊娠中であったことを理由とする一時金５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例

⑥　重度又は中等度の持病があること

【公表番号２０９７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、持病を抱えていたことを考慮して、避難先から自宅に戻った後である平成２３年８月から平成２４年８月まで月額２万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２１３０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち３名及び申立外１名が相続）の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで各自月額１０万円を支払済み。）について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで、亡祖父につき月額３万円、亡祖母につき月額２万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４３※１】　帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、原発事故当時は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に一時的に入院していた被相続人（申立人らが相続）について、重度の持病を有していたこと、原発事故後、病院から退院を求められたため、治療未了のまま退院して避難し、避難先で新たな病院を探すことを余儀なくされるなど過酷な避難状況にあったこと等を考慮し、平成２３年３月から被相続人が死亡した平成２４年４月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として合計６０万円（平成２３年３月から同年６月まで３０万円（一時金）、同年７月から平成２４年４月まで月額３万円（合計３０万円））の賠償が認められるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

⑦　⑥の者の介護を恒常的に起こったこと

【公表番号２１３０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで月額１０万円を支払済み。）について、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで、亡祖父の介護につき月額３万円、亡祖母の介護につき月額１万円）の賠償を認めるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

⑧　家族の別離、二重生活等が生じたこと

【公表番号２１０６※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子２名）について、平成２３年３月に亡父と共に福島県外に避難し、同年５月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成２４年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、申立人子らに対し、家族別離を理由とする平成２３年５月から同年９月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（各自月額３万円）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１１１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人らに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として別離期間である平成２３年３月から平成２８年７月まで月額３万円（合計１９５万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２１１２※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった１名を含む子４名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人らに対し、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から同年５月まで各自９万円）の賠償を認めた事例

【公表番号２１２８※２、※３】　避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、心臓の持病により身体障害等級１級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円又は６万円。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるとともに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間である平成２３年３月から平成２４年９月まで月額１万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち３名及び申立外１名が相続）並びに申立人父母及び長男の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで各自月額１０万円を支払済み。）に関し、亡祖父母及び申立人父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、申立人父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで月額３万円）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１４６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び二男）について、原発事故当時、申立人らと長男夫婦は同居していなかったが、同区内に建築中であった二世帯住宅において平成２３年９月から同居を開始する予定であったところ、原発事故後、申立人らと長男夫婦がそれぞれ別の場所に避難するなどしたために同居ができなくなったという事情を考慮し、同月から平成２４年８月まで、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

⑨　避難所の移動回数が多かったこと

⑩　避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと

【公表番号２１３５※５】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人子の一人が避難先の学校でいじめに遭い、不登校となった時期があったことから、同人に日常生活阻害慰謝料増額分の一時金として１０万円の賠償が認められるなどした事例

（ウ）第四次追補の慰謝料

エ　賠償期間について

㋐　「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例

【公表番号２１２３※１～※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子３名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成２４年９月から平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料（基礎分及び増額分）の賠償が認められるなどした事例

㋑　㋐以外の避難終了が問題となった事例

㋒　その他

オ　屋内退避者・滞在者の損害額

㋐　屋内退避者に関するもの

㋑　滞在者に関するもの

カ　その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第３の６備考１１））

【公表番号２１１１※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人子が、特別な支援を要する勤務先施設の入所者ら（百名超）を避難させるため、入所者らを伴って関東地方所在の施設を含む避難先を転々とするなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、申立人子に過酷避難状況による精神的損害３０万円（直接請求手続において賠償済み）とは別に精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１１８※２】　自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子２名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成２３年３月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年１１月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年１２月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各３０万円、申立人子らにつき各６０万円）の他に精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各１０万円、申立人子らにつき各２０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２１２３※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子３名）のうちの申立人子３名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自５万円の精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３４※１】　居住制限区域（飯舘村）の自宅から避難した申立人夫婦について、飼育していた多数のペットの引取先等を探すのに苦労したため、平成２３年４月の計画的避難区域の指定から更に２か月以上にわたり自宅での滞在を余儀なくされたこと、その間、農作業や上記ペット等の世話のために屋外活動を行っていた他、農業用のため池で研いだ米を食べるなどしていたことから、同人らが周辺住民と比較してより大きな健康不安を抱いていたと認め、日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）各１０万円の賠償が認められた事例

８の２　過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

【公表番号２１２９※１】　原発事故当時、肺気腫等により２年以上にわたって避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院していた被相続人（申立人らのうち６名が相続）について、原発事故後１週間のうちに２度転院して避難したこと等を考慮し、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３３※１】　原発事故発生の直前に帰還困難区域（双葉町）所在の病院で出生した申立人二女について、出生直後に退院を強いられたため、新生児に対して行われるべき病院での看護等を受けられなくなったこと、そのような状況の中で避難先を転々としたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として６０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から３０万円増額）の賠償が認められた事例

【公表番号２１３５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が、原発事故当時、避難指示解除準備区域内の福祉施設において勤務中であり、要介護状態の者を含む入所者ら（系列の福祉施設も含め二百名超）の介助をしながら長距離移動をし、同人らと共に関東地方所在の施設に避難するなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害として４０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から１０万円増額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４０※１】　要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時９０歳。申立人らが相続）について、原発事故後、バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末、避難先の病院へ入院するに至ったなどの過酷な避難状況にあったことを考慮し、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４７※１】　自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人ら（祖母、母及び未成年の子２名）について、地震により自宅が半壊したため避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の親族宅に身を寄せていたところ、平成２３年３月１２日に同親族宅が避難指示区域内に設定されたため、同日中に同親族宅から避難することを余儀なくされたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料各１５万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円の半額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５４※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人母について、原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級１級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であった中、短期間のうちに関東地方の親戚宅を含む避難先を転々としたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるなどした事例

８の３　生活基盤喪失・変容による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

【帰還困難区域及び大熊町・双葉町に係る事例】

【公表番号２１３９※５】　東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、双葉町での居住期間が１年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、生活基盤喪失による精神的損害７００万円　（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるなどした事例

【帰還困難区域及び大熊町・双葉町に係る増額事例】

【公表番号２１０４※５】　帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人について、先祖代々続く農家の実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、農業を営み、地域の農業の中心的役割を担うなど地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１２０万円の賠償が認められる（申立人が相続）などした事例

【公表番号２１２８※１】　避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、同町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、長年地元で漁業や農業に従事しつつ、消防団員や神社の氏子として活動するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４０※２】　要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時９０歳。申立人らが相続）について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約８７年にわたっていたこと、亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなど地域社会と強い関わり合いがあったこと、当該地域に帰還できないまま平成２９年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５４※２】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人母（原発事故時５６歳）について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が通算して５０年を超えていたこと、原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級１級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であったため、家族や近所の知人、ヘルパー等の支援を受けて生活していたが、避難をしたことによりこれらの支援の多くを受けられなくなったこと等の

事情を考慮して、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として５０万円の賠償が認められるなどした事例

【居住制限区域及び避難指示解除準備区域に係る事例】

【居住制限区域及び避難指示解除準備区域に係る増額事例】

【公表番号２１０２※１】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、原発事故当時７０歳代後半の専業主婦であった申立人母について、富岡町に６０年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する地域（楢葉町）に居住していたこと、親族や友人が富岡町や楢葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として、３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１０３※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した原発事故当時７５歳の亡父（令和４年死亡。申立人らが相続）について、浪江町に約５０年間居住していたこと、勤務先の会社を退職した後は、畑仕事をしたり、地域の仲間とゲートボールや歌等の趣味を楽しんだりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められるとともに、亡父と同居していた原発事故当時７０歳の申立人母について、浪江町に約５０年間居住していたこと、原発事故が起きるまで浪江町の自宅で理容店を営んでいたほか、亡父の畑仕事を手伝ったりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１１７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、原発事故時の住所地である実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、地域の祭典の役員を務めるなど、地域と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められるとともに、申立人父と同居していた申立人母について、南相馬市小高区で生まれ育ち、原発事故当時の同区での居住期間が７０年以上にわたっていたこと、婚姻後は申立人父の実家の農業や地域の会合の手伝いをするなど、地域と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１２４※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した被相続人祖母（申立人が相続）について、同区ないしその周辺での居住期間が約８０年にわたっていたこと、近所の住民と交流したり、種々の地域活動にも参加したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと、自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として７０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１３２※１、※２】　居住制限区域（浪江町）に居住していた亡母（申立人らのうち４名が相続）について、居住期間（８０年を超えていたこと）や地域社会等との相当程度の関わり合い（農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていた。）を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）について６０万円の増額分の賠償が認められ、同じく居住制限区域（浪江町）に居住していた原発事故時５０代後半の夫婦について、夫については、居住期間（約６０年）や地域社会等との関わり合い（農業を営み、消防団員や地域の芸能保存会会員としての活動をしていた。）を考慮し、妻については、

居住期間（約３５年）や地域社会と関わり合い（婦人会へ参加し、近隣住民を自宅に招いての接待を頻繁にしていた。）を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）について各２０万円の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２１４８※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人祖母について、同町での居住期間が５０年以上にわたっていたことや、同町で農業や養蚕に長年従事していたこと、地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加）等の事情を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として２５万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５３※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の父母）のうち、①申立人父につき、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、行政区長や農業協同組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円。以下同じ。）の増額分として５０万円の賠償が認められ、②申立人母につき、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、行政区の婦人部の活動等を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として５０万円の賠償が認められたほか、③申立人夫につき、原発事故時の居住期間が５０年以上にわたっていたこと、行政区の青年団の役員や消防団員等の活動を行うなど地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故前は畜産農業を営んでいたものの、帰還後に畜産農業を再開できなかったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として１５万円の賠償が認められるなどした事例

【緊急時避難準備区域に係る事例】

【公表番号２１５２※１】　大学等への通学のため福島県外ないし自主的避難等対象区域に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男並びに被相続人長男（申立人父母が相続）について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとして、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料各５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額と同額）の賠償が認められるなどした事例

【緊急時避難準備区域に係る増額事例】

【公表番号２１２５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が９０年を超えていたこと、地域内で仕事をしたり、近所の住民と交流したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として４０万円の賠償が認められた事例

【その他の事例】

８の４　相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第２の３）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

【公表番号２１１８※１】　自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子２名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成２３年３月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年１１月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年１２月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各３０万円、申立人子らにつき各６０万円）の他に精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各１０万円、申立人子らにつき各２０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２１２３※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子３名）のうちの申立人子３名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自５万円の精神的損害の賠償が認められるなどした事例

９　営業損害（中間指針第３の７・第二次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　避難指示等に伴う逸失利益

(ｱ)　農林水産業

【公表番号２１０４※１】　原発事故時には帰還困難区域（双葉町）内の自身が管理する田を貸して小作料を得ていた申立人について、田の賃貸借期間が終了する平成２８年からは自らが耕作する予定であったという同人の主張を踏まえ、前回までの和解仲介手続にて和解した期間以降となる令和３年４月から令和６年３月までの稲作の逸失利益として、申立人が田を自農していた可能性を６割、田を賃貸して小作料を得ていた可能性を４割とし、それぞれの期待所得（稲作の自農につき１０アールあたり５万７４７０円、小作につき１０アールあたり１万４７００円）を前提とした年間基準額の合算額に、原発事故の影響割合として２割を乗じて算定した額の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３１※１】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成２９年１月から令和６年１月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

(ｲ)　製造業・加工業

(ｳ)　販売業

(ｴ)　建設業

(ｵ)　不動産業

(ｶ)　医療業

(ｷ)　観光業

(ｸ)　サービス業

(ｹ)　その他

イ　避難指示等に伴う追加的費用

(ｱ)　従業員に係る追加的な経費

(ｲ)　商品や営業資産の廃棄費用

(ｳ)　除染費用等

【公表番号２１３１※３】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、除染費用（追加的費用）の賠償として、除染に使用するために購入した重機（ブルドーザー）購入費用のうち、実使用可能性年数を見積り、そのうち除染に使用した年数分の賠償が認められた事例

(ｴ)　事業拠点の移転費用

(ｵ)　営業資産の移動・保管費用

(ｶ)　その他追加的費用

ウ　避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用

(ｱ)　避難指示区域（警戒区域及計画的避難区域）

(ｲ)　緊急時避難準備区域

(ｳ)　その他避難区域

エ　廃業損害

【避難等対象区域内に係る事案】

【避難等対象区域外に係る事案】

オ　その他

(ｱ)　営業損害の終期

(ｲ)　特別の努力・中間収入の非控除

【避難等対象区域内に係る事案】

【避難等対象区域外に係る事案】

(ｳ)　「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法

ａ　事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例

ｂ　平成２３年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

ｃ　営業開始直後・開業準備中であったなどにより事故前の営業実績等がない場合

ｄ　その他

【公表番号２１３１※１】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成２９年１月から令和６年１月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

(ｴ)　その他（事故前の投下資本の回収不能等）

１０　就労不能等に伴う損害（中間指針第３の８・第二次追補第２の３）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）

ア　減収分

【避難等対象区域内に係る事例】

(ｱ) 雇用継続

【避難等対象区域内に係る事例】

【避難等対象区域外に係る事例】

(ｲ) 解雇その他の離職（未就労）

【避難等対象区域内に係る事例】

【公表番号２１０８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男（原発事故当時６１歳）について、原発事故が原因で精神科に通院するようになった亡母（平成２５年９月死亡）を介護するため平成２４年９月に勤務先を退職せざるを得なかったことなどから、同年１０月分から平成２７年３月分までの就労不能損害として３１９万０２００円の賠償が認められた事例

【公表番号２１２２※２】　視力障害を有する被相続人が長年生活をしていた自宅から避難しことから生活全般の介護が必要となり、介護を行った申立人の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人に対し、直接請求手続での既払分以降の平成２８年３月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成３０年１０月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は７割から３割に漸減）の賠償を認めるなどした事例

【避難等対象区域外に係る事例】

【公表番号２１２１※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し同区域内の工場で４０年以上勤務していた申立人について、原発事故の影響により当該工場が稼働を停止するなどしたため、平成２３年６月に勤務先を退職することを余儀なくされたとして、平成２４年６月から平成２８年２月までの就労不能損害（原発事故の影響割合について、平成２４年６月から平成２７年２月までは１０割、同年３月から平成２８年２月までは６割として算定。なお、平成２４年５月までは直接請求手続にて賠償済み。）が賠償された事例

(ｳ) 解雇その他の離職（再就職）

【避難等対象区域内に係る事例】

【避難等対象区域外に係る事例】

イ　追加的費用

ウ　その他

(ｱ) 就労予定者

(ｲ) 退職金差額

(ｳ) 帰還に伴う就労不能

(ｴ) 特別の努力・中間収入の非控除

【避難指示区域に係る事例】

【緊急時避難準備区域に係る事例】

（ｵ）その他

１１　検査費用（物）（中間指針第３の９）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

１２　財物価値の喪失又は減少等（中間指針第３の１０・第二次追補第２の４・第四次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

ア　管理不能等

（ｱ）価値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

【公表番号２１１６※１】　特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例

（ｲ）追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

イ　放射性物質曝露等

（ｱ）価値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

（ｲ）追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

ウ　価値喪失又は減少の予防費用

エ　不動産

(ｱ) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率

【居住制限区域】

【避難指示解除準備区域】

【特定避難勧奨地点】

【公表番号２１１６※１】　特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例

【緊急時避難準備区域】

(ｲ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）

(ｳ) 借地権

(ｴ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）

【公表番号２１３１※２】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害の賠償が認められた事例

(ｵ) 住居確保損害

【公表番号２１３８※１】　帰還困難区域（大熊町）の借地上に所有していた自宅から避難した被相続人（子である申立人妻が相続）について、原発事故後、被相続人らと申立人夫妻が同居する新たな住居を取得するため、申立人夫名義で土地の売買契約と建物の建築請負契約を締結したが、いずれの代金も最終的には被相続人が負担する予定であり、土地の売買代金は被相続人が支払った（建物の建築請負代金は、被相続人が工事着工前に死亡したこと等から、申立人夫が支払った。）などの事情を考慮して、住居確保損害の賠償（ただし、申立人夫妻に対する住居確保損害の既払金を控除。）が認められた事例

(ｶ) 事業用不動産

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

オ　動産

(ｱ) 家財

【避難指示区域に係る事例】

【公表番号２０９９※１】　原発事故当時空き家であった居住制限区域（飯舘村）内の申立人父の実家について、①申立外祖母が、平成２０年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成３０年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載

があること等を考慮し、実家に残置されていた家財（家電等）の財物損害として、申立人らに対する４０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１０１※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償が認められた事例

【避難指示区域外に係る事例】

(ｲ) その他個人用動産

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

(ｳ) 事業用動産

【避難指示区域に係る事例】

【公表番号２１０４※２】　帰還困難区域（双葉町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続における個別算定結果を参照して各農機具の取得価格及び原発事故時点での経過年数を認定した上で、最終残価率を２割、耐用可能年数を３０年（トラクターは４０年）として、当該農機具の時価相当額を算定した額（ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められるなどした事例

【避難指示区域外に係る事例】

カ　その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）

第２　政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第４）

１　中間指針等の整理

２　当該指針等に関する和解事例

第３　政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第５）

１　中間指針等の整理

２　当該指針等に関する和解事例

⑴　営業損害

ア　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

イ　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用

【公表番号２０９８※１】　会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の令和６年１月から同年３月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故後の原木の価格高騰の状況、経過年数、原発事故当時の事業計画等を考慮して、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価の差額に上記購入した原木の本数を乗じ、更に原発事故の影響割合として３割を乗じて算定した額の賠償が認められた事例

ウ　同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用

エ　同指示等の解除後の減収分及び追加的費用

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

⑵　就労不能損害

⑶　検査費用

第４　その他の政府指示等に係る損害（中間指針第６）

１　中間指針等の整理

２　当該指針等に関する和解事例

第５　いわゆる風評被害について（中間指針第７）

１　一般的基準（中間指針第７の１）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

２　農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第７の２・第三次追補）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

ア　福島県内

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

【公表番号２１２０※１～※３】　熊本県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成２４年７月から平成２６年６月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を２割５分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成２４年７月から平成２６年６月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に熊本県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を１割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成２３年１２月分について請求額全額。）が認められるなどした事例

【公表番号２１３６※１】　北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国

内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和５年８月から令和６年３月まで）を請求した事案において、令和５年７月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例

３　観光業の風評被害（中間指針第７の３）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

ア　福島県内

イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

４　製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第７の４）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

ア　福島県内

【公表番号２１０５※１】　自主的避難等対象区域（玉川村、石川町）で飲食店を営む申立会社の営業損害について、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく同年８月分以降の営業損害として、直接請求手続による既払金（年間逸失利益の２倍相当額）を超える損害の賠償が認められた事例

イ　福島県外

５　輸出に係る風評被害（中間指針第７の５）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

ア　福島県内

イ　福島県外

【公表番号２１１９※１、２】　東京都において日本産冷凍水産物の中国への輸出販売業等を営む申立会社（令和５年２月設立）のＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害について、①輸出売上の減少により生じた逸失利益（令和５年８月分から令和６年１０月分まで）として、前年同月の売上実績がない期間があるなどとして直接請求手続では賠償が認められなかったものの、会社設立後からＡＬＰＳ処理水放出までの輸出売上の実績及び申立会社の事業態様等を考慮して設定した基準売上高によって算定した金額（ＡＬＰＳ処理水放出後の取引規模維持の蓋然性等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として算定。）の賠償が認められたほか、②追加的費用として、輸出ができなかった水産物の保管料（令和６年８月分から同年１０月分まで。原発事故の影響割合を１０割として算定。）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３６※１】　北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和５年８月から令和６年３月まで）を請求した事案において、令和５年７月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例

６　その他風評被害

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

ア　福島県内

イ　福島県外

第６　いわゆる間接被害（中間指針第８）

１　中間指針等の整理

２　当該指針等に関する和解事例

【商圏喪失に伴う減収等、連鎖的に生じた損害について相当因果関係が認められた事例】

（補足説明）

第７　放射線被曝による損害（中間指針第９）

１　中間指針等の整理

２　当該指針に関する和解事例

第８　被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第１０の１）

１　中間指針等の整理

２　当該指針に関する和解事例

第９　地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第１０の２）

１　中間指針等の整理

２　当該指針等に関する和解事例

⑴　財物損害

⑵　民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害

⑶　被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用

⑷　それ以外の損害

ア　測定経費

イ　機器購入費

ウ　除染費用

エ　広告費用

オ　旅費・交通費

カ　人件費

キ　その他損害

第１０　自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第３、第五次追補第３）

１　中間指針等の整理

２　当該指針等に関する和解事例

⑴　対象区域

【公表番号２１１３※１】　自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住していた申立人らについて、居住地の福島第一原子力発電所との位置関係、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、原発事故後の申立人らの生活状況等を踏まえ、平成２３年３月から同年１２月までの損害として、中間指針第五次追補で定められた自主的避難等対象区域の住民に対する賠償と同水準の賠償（大人１人当たり２０万円、子供１人当たり４０万円）が認められるなどした事例

⑵　対象者

【公表番号２１４４※１、※２】　原発事故時、神奈川県に住居があったが、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成２３年２月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約１か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して６０万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにもかかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例

⑶　損害項目

ア　避難及び帰宅に要した移動費用

【公表番号２１０７※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難し、平成２４年１１月に帰還した申立人母子に対し、同月に帰還した際の費用（移動交通費及び引越しに係る交通費）の賠償を認めた事例

【公表番号２１１５※１】　自主的避難等対象区域（古殿町）に居住していた申立人ら（父、母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、その除染がなされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、平成２４年１１月頃の避難開始に合理性を認め、平成２５年１２月までの避難費用（引越費用）等が損害として認められた事例

【公表番号２１２７※１】　放射能から少しでも逃れるために自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外への短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（母及び子）について、平成２４年１月から平成２５年１２月までの避難交通費として合計３２万１０００円の賠償が認められた事例

【公表番号２１４１※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、首都圏の親族宅へ繰り返し避難を行った際の交通費に関し、平成２３年分は、全５回の往復の交通費の賠償が認められ、平成２４年分は、同年６月頃、被相続人が原発事故の影響を懸念して首都圏で手術を受けたことを考慮して、同月頃まで３回にわたって入通院をした際の往復の交通費の賠償が認められるなどした事例

イ　生活費増加費用

【公表番号２１００※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子３名）について、原発事故前は実家の両親が避難指示解除準備区域に所在する実家周辺で栽培した米を譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたことを考慮して、申立人らに対し、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３０００円の生活費増加費用（自家消費米）の賠償が認められた事例

【公表番号２１１５※１】　自主的避難等対象区域（古殿町）に居住していた申立人ら（父、母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、その除染がなされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、平成２４年１１月頃の避難開始に合理性を認め、平成２５年１２月までの生活費増加費用（家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分）等が損害として認められた事例

【公表番号２１４１※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）からの避難を繰り返していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、家庭菜園の放射性物質による汚染

への不安から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）に関し、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで月額３０００円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４２※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の子）について、申立人母及び子は、平成２３年３月に福島県外に避難したが、申立人父は、親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかったこと（申立人父は、平成２７年１０月に申立人母らの避難先に転居し、同人らと合流した。）、申立人子が障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかったこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２６年３月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用の賠償を認めるなどした事例

ウ－１　精神的損害（第五次追補策定前）

ウ－２　精神的損害（第五次追補策定以降）

【公表番号２１００※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子３名）について、仕事のため自宅に残った申立人父と原発事故直後に避難を開始した申立人母子との間で家族別離が生じ、申立人母が、自宅に戻るまでの約３か月間、未就学の子３名を連れて苦労の多い避難生活を送らざるを得なかったこと、申立人母子が避難開始当初に数日間滞在した申立人父の実家が、後に計画的避難区域の設定を受けた地域に所在していたため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、申立人母及び申立人子３名に対し、一時金として、それぞれ１０万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２１０７※１】　自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人母子について、原発事故時０歳であった子を連れての避難であり、避難生活に困難を伴ったことを考慮して、申立人母に対し精神的損害の増額分として５万円の賠償を認めた事例

【公表番号２１４４※２】　原発事故時、神奈川県に住居があったが、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成２３年２月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約１か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して６０万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにもかかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１５１※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人について、知的障害等を抱えており、避難生活に相当な困難を伴ったこと等を考慮し、精神的損害(一時金)として５０万円（対象期間は平成２３年３月から同年１２月まで）の賠償が認められるなどした事例

エ　生命・身体的損害

オ　除染費用

カ　財物損害

キ　就労不能損害

ク　避難雑費

【公表番号２１１５※１】　自主的避難等対象区域（古殿町）に居住していた申立人ら（父、母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、その除染がなされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、平成２４年１１月頃の避難開始に合理性を認め、平成２５年１２月までの避難雑費等が損害として認められた事例

【公表番号２１２６※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難し、一時帰還したものの、再び県外に避難した申立人ら（母、未成年の長女、二女及び三女並びに長女の子２名（平成２４年及び平成２９年出生））について、二女及び三女の就学の状況や長女の子１名が出生したこと等を考慮して、平成２４年１月から平成２５年３月までの避難雑費の賠償が認められた事例

ケ　その他損害

⑷　その他論点

【公表番号２１０９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島県外に避難した申立人夫婦について、平成２３年４月２２日に緊急時避難準備区域が指定された後も避難先から同区域内にある勤務先に通勤していたことなどから、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１４５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した申立人夫妻について、避難先から自宅へ多数回の一時立入り（宿泊を伴うものを含む。）を行っていたことを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（各２０万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５２※２】　大学等への通学のため福島県外に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとし、さらに、原発事故後直ちにそれぞれの居住先へ避難したものの、平成２３年４月２３日から同年１２月３１日までの間、実家へ複数回立ち入り、一定期間滞在していたことを考慮して、東京電力令和５年１月３１日付けプレスリリース記載の自主的避難等に係る損害各２０万円の賠償が認められるなどした事例

第１１　その他

１　除染費用（中間指針第二次追補第４）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

ア　避難等対象区域に係る事例

【公表番号２１３７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫について、自宅周辺の公的除染が２回実施されて数年が経過した後も自宅の屋敷林付近の地表での測定線量が高かったため、専門業者に委託して屋敷林を伐採したこと、伐採された枝木の処分を申

立人らが自ら行うなどして委託費用を節減したこと等の事情を考慮し、除染費用として、屋敷林伐採の委託費用全額の賠償が認められるなどした事例

イ　避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例

２　弁護士費用

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

３　遅延損害金

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

４　立証方法等（集団案件含む。）

⑴　中間指針等の整理

⑵　当該指針等に関する和解事例

【公表番号２１０１※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償が認められた事例

【集団的処理がされている案件】

【避難指示等対象区域の住民からの申立て】

【自主的避難等対象区域の住民等、避難指示等対象区域以外の住民からの申立て】